ちくし

ちくし法律事務所
〒818-0056
筑紫野市二日市北1丁目3-1
M・黒崎ビル3階
TEL（092）925-4119
FAX（092）925-4127
e-mail　chksh-lo@lemon.plala.or.jp

弁護士　稲村晴夫

当事務所が筑紫野市二日市に事務所を開設してからすでに16年が経過しました。この間の10年余は稲村・浦田・伊黒の弁護士3人体制で活動してきました。3人体制になったころは3名とも20代から30代の青年弁護士でありましたが、今や3名とも40代の実年（？）弁護士になりつつあります。

そのため事務所に若い力を注入すべく、一昨年4月に吉野隆二郎弁護士を、本年迫田登紀子弁護士を迎え入れました。

吉野弁護士は若さと行動力をいかんなく発揮し、法律相談活動、商工ローン事件、廃棄物処理場事件等について積極的に取り組み、各地を駆けずり回っております。

迫田弁護士は当事務所では初めての女性弁護士でありますので、我々男性弁護士がこれまで気がつかず、また手の届かなかった問題について、新たな視点から取り組んでくれるものと期待しているところです。

稲村・浦田・伊黒の3名も吉野・迫田両弁護士の若さと行動力に刺激を受けながら、現状に甘んずることなく努力してゆかねばと、気持ちを引き締めているところです。

さて、21世紀を迎えて世界はかつてない規模と速度で変化しており、戦後永く続いてきた我国の社会システムも大きく変わろうとしております。

司法制度もその例外ではなく、私たち弁護士を取り巻く環境も大きく改革されようとしております。法曹人口の大幅増員、弁護士広告の自由化、法律事務所の法人化の導入、法律扶助の拡充などによって、弁護士事務所のあり方も、弁護士業務の内容も大きく変わってゆくものと思います。

今後社会の変革が急激に進展すれば、深刻な対立・紛争が生じることが予測されます。情報通信改革の進展と経済の自由化は、一握りの経済的強者と圧倒的多数の弱者を生み出す恐れもあります。このまま家庭と地域共同体の崩壊が進めば、夫婦・子供・老人・教育をめぐる深刻な問題の発生も避けられないでしょう。

このような激動の時代に発生してくるであろう様々な紛争の解決のために弁護士に課せられる責務はますます大きくなってくると思います。

当事務所も複雑かつ多様な紛争に対応できる実力をつけてゆかねばなりません。

そこで弁護士5人体制となったことを契機として、21世紀を迎えて心機一転して頑張るべく、昨年10月から事務所の名称を「ちくし法律事務所」と改めました。今後も筑紫地区に根ざした事務所づくりを続け、真に地域の皆さんに信頼される法律事務所を目指して努力してゆきたいと考えております。

皆様のご指導ご支援を心からお願い致します。

はじめまして

弁護士　迫田登紀子

今年から当事務所で弁護士をさせていただくことになったさこだときこと申します。今回は初登場ですので、まずは自己紹介を。

1968年4月5日（ちょうどキング牧師が銃弾に倒れた日）福岡市生まれ。両親が理美容業を営む姿を見て育ちました。子どものころは、弟と野球ばっかり（ちなみに元阪神の新庄選手は小中学校の3つ後輩です。私は彼のお姉さんしか知りませんが…）、中学は弱小ソフトボール部のキャッチャーでした。

大学は関東でしたので、サークル活動で八ヶ岳や日本アルプスによく登山に行きました。夏山の雄大さや、布団の上を歩いているような雪山の感触は忘れられません。もちろん、山頂のビールと下山後の温泉も最高です。

20歳の記念には、1人で3週間中国を旅しました（天安門事件の直前のころ）。船で渡って、最低の宿に泊まり、中国の人たちと一緒に寝台に乗って雲南省まで行きました。2回も遭ったすり被害も含めしめて10万円の旅は、自分がずいぶん裕福な国に生まれ育ったことを確認させてくれました。

司法試験の受験時代に知り合った夫と結婚して2年半。夜は自慢のバーカウンターで、今日の出来事（半分以上は「この事件どう解決したらいいんだろう」なんて話）を語りながら、グラスを傾け合っています。端から聞くと、「何が面白いんだろう？」って感じでしょうけど、これで結構楽しいんですよ。ただ、二日酔いのため、朝はおとなしくしていることが多いのですが。

性格は、かなりさっぱりした方だと思います。友人に私の血液型を当てさせると、私についての初心者はO型、中級者はB型、上級者はA型と答えます。正解は…。

さて、これからについて。

高校の時は過疎地の医者になりたかったのですが、医療事故で下半身不随になった父から大反対され、なんとなく弁護士になろうと決めて早15年。母が満州から引揚後に育ったこの筑紫野の地で、ようやく弁護士をすることが出来て、本当に幸せに思っています。

今は、分からないことが多く戸惑うばかりの毎日です。経験と技術はこれから積み重ねていく他ありませんので、先ずは、相談にこられた方のお話をきちんと聞いて怒りと悲しみを共感でき、解決のための努力を惜しまない弁護士になりたいです。

地域に根ざした相談活動

弁護士　浦田秀徳

さて今回は、相談活動の現況から、当事務所が地域に根ざした活動をどのように行っているかを紹介させていただきます。

昨年の相談件数は年間1100件ペースに達し、事務所開設（弁護士2名）当時の4倍になっています。この数字で10年間活動すれば1万件を突破し、筑紫野市でいえば4所帯に1軒が相談にこられる計算になります。

相談の内容は99％が一般民商事・家事事件です。民商事件は市民や企業間の紛争で、不動産、債権回収、売買、賃貸借、損害賠償請求、中小企業経営、破産・倒産などに関すること。家事事件は、離婚、相続や少年事件などに関することです。最近は長引く不況を反映して、破産や倒産などの深刻な相談が増えています。

相談者のご住所は、甘木朝倉地域と福岡市内が各9％と続いているものの、筑紫地域が63％を占め、圧倒的なシェアとなっています。

ご依頼の経路としては、再来顧客の方が32％と最も多く、地域の顧問先中小企業団体・商工団体のご紹介が10％、地域の自治体並びに議員のご紹介が7％、その他顧問先企業・司法書士・税理士その他隣接法律関連職種・官公庁・顧客などのご紹介が37％などとなっており、やはり地域への定着度を示す結果となっています。

このように地域の多様なニーズに応えるべく活動をしてきましたが、女性の視点に欠けるものがあったことは否定できません。本年迫田登紀子弁護士を迎えて力量をさらにアップし、今後とも地域の皆様のお役に立ちたいと職員一同願っています。

安定型最終処分場において事故発生

弁護士　伊黒忠昭

平成11年10月6日、福岡県筑紫野市にある安定型産業廃棄物最終処分場で、処分場から発生した硫化水素ガスにより従業員ら3人が死亡するという事故が発生しました。本件処分場の約1.2キロメートル下流には、筑紫野市・太宰府市・小郡市の市民に飲料水を供給している県営山神ダムがあります。そのため、こからの市民は、硫化水素ガスはもとより、飲料水の汚染の危険がないかという大きな不安を抱いており、私たちの事務所もこの問題に取り組んでいます。

さて、この処分場は、安定型廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、建設廃材）しか埋めたてられない処分場で、昭和63年から稼動しており、現在、全体の許可埋立面積が90628㎡、許可埋立容量が1375430㎥という巨大規模の処分場です。

事故後、県は、業者に対し、事故現場への立入禁止、埋立行為の停止を指導し、事故原因と対策立案のため、事故調査委員会を設置し、事故調査にあたらせています。本件処分場での埋立は現在まで中止されています。

事故調査委員会は、平成11年12月から平成12年2月にかけてと、同年5月から7月にかけて2回のボーリング調査を行ってきました。その結果でも最高15000ppm（1000ppmで即死）という高濃度の硫化水素ガスが検出され、硫化水素ガスの主原因であると考えられる木くず紙くず等の有機物が約10％も埋立物に含まれていたという結果が明らかになりました。

さらにこの処分場は、本件事故前に3度も県から法令違反で厳重注意書を出されており、その内、平成9年9月の厳重注意書においては、立入検査で、許可外の紙くず、木くず等の大量埋立という違反を確認し、その除去や硫化水素臭の原因究明と必要な対策が業者に指導されていたのです。しかも、本件事故の同じ年の平成11年2月には、同じ違反事実で、再度、厳重注意書が出されていたのです。

このような操業実態の中で、死亡事故という重大事故を起こしたのですから、県は、今回の硫化水素ガスの主原因である紙くず、木くず等の有機物が埋立物に大量に含まれていたことに関して、違反埋立行為の有無を徹底的に調査すべきなのです。

商工ローン問題の現状

弁護士　吉野隆二郎

私は現在福岡県での、日栄及び商工ファンドに対する集団訴訟の事務局をしておりますので、今回はその話をしたいと思います。

日栄に関して最大の問題となっているのは、利息制限法に基づく計算方法が日栄と弁護団で異なる、ということです。そのため、日栄に関しては、とりあえず手形の取立を止めてから、交渉というパターンが多いようです。手形の止め方としては、「取立禁止の仮処分」をするという方法と「特定調停をしてその事前措置を使う」という方法があります。保証金を準備できない場合には後者になりますが、日栄に払いすぎているので金銭を取り戻したいという場合には、前者をしたうえで裁判ということになります。いずれにしろ、日栄の場合に最も問題なのは日栄はいろいろな名目で金銭を徴収するので、その計算が複雑であるということです。手形の決済日の少なくとも2～3週間前から準備しないと、止めることはなかなか難しいです。

一方、商工ファンドについては、手形を振り出している場合には、日栄の場合と同様ということになりますが、現在最も問題になっているのは、商工ファンドが利息制限法以上の利息をとれる形式を整えているのだと全社的に主張しているということです。そのため、話合いによる解決が非常に難しくなっています。利息制限法にはいわゆる「みなし弁済」という規定があって、一定の要件を充たせば利息制限法以上の利息を徴収することが認められます。これについては、「シティズ」以外に充足しているところはない、と言われています。しかし、商工ファンドはこの点を強硬に主張してくるのです。また、商工ファンドは多数の保証人をつけさせるため、保証人から回収が行われ、被害者の掘り起こしが十分にできていない、というのが現状であります。

いずれにしろ、5年も支払を繰り返せば、通常は払いすぎになります。そして、貸付先が発行している書類が残っていれば、より確実な計算が成り立ち、見通しが立ちやすくなります。とりあえず、ご相談下さい。

新年の抱負
21世紀に向けて

佐々木悦子

昨年は海外にて、英語の大切さを身をもって痛感しました。ということで、今年は日常会話くらいの英語を話せるようにがんばります！

原田　恵子

事務所恒例の久住登山。今年こそ息子と並んで山頂にたどりつきたい。やんちゃな息子の子育てと勿論仕事のために、体力と忍耐力をつけるぞ。(^。^)

入江　祥子

昨年は仕事と家事と子ども会の行事に追われ、趣味で始めた絵画教室もずっとお休みしていました。今年は余暇を有意義に過ごしたいと思っています。

大塚多恵子

新世紀の幕開け。21世紀という響きに、なぜだか胸ワクワク、ドキドキ。何はともあれ、家内安全・商売繁盛。平凡な毎日に、日々努力！

山下　里枝

今年は社会人になって丸2年目を迎えます。憧れのニューヨーク旅行を実現させるため、今まで以上に仕事を頑張って、プライベートも満喫したいな。

行田　洋子

音楽を趣味にして15年余り。一生手放さない大切なものに変わりはないが、最近山登りに趣味を持ちはじめた。仕事と音楽の他にも語れるものが増えれば嬉しい。

古賀真由美

21世紀最初の年。いろんな事にチャレンジしたいと思います。テニス、水泳、旅行、仕事…たくさんありすぎて体力が持つかな?? まずは体を鍛えます。(^o^)

川波　純子

楽しく、長ーい学生生活も終わり、社会人1年生になります。今年は仕事に打ち込み、新しい雰囲気の中で充実した毎日にしたいと思います。

ちくし法律事務所

〒818-0056
筑紫野市二日市北1丁目3-1
M・黒崎ビル3階
TEL（092）925-4119
FAX（092）925-4127
e-mail　chksh-lo@lemon.plala.or.jp

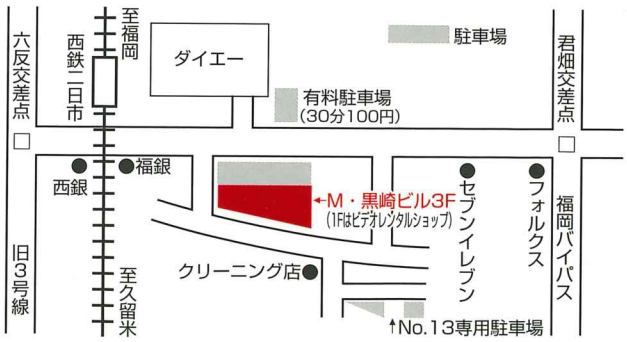

西鉄二日市駅より徒歩3分